

【認証保育所に在園中の保護者の方】

無償化による保育料等の変化

- 0～2歳児の課税世帯は多子世帯の軽減を除き変更なし
- 3～5歳児は保育料の補助上限額が変更（月額4万円⇒5.7万円）となる

		0～2歳児自己負担額(月額)	3～5歳児自己負担額(月額)
9 令 月 和 元 ま で	保育料算定	施設が個別に設定	
	生活保護、非課税世帯の場合	19,300円 ※保育料助成交付後の自己負担額 (区内認証保育所の保育料平均額から算出)	14,300円 ※保育料助成交付後の自己負担額 (区内認証保育所の保育料平均額から算出)
	課税世帯の場合	19,300円～59,300円 ※保育料助成交付後の自己負担額 (区内認証保育所の保育料平均額から算出)	14,300円～54,300円 ※保育料助成交付後の自己負担額 (区内認証保育所の保育料平均額から算出)



		施設が個別に設定	
1 0 月 以 降	保育料算定	施設が個別に設定	
	生活保護、非課税世帯の場合	0円 ※保育料が月額6.7万円を超える場合は負担額あり	0円 ※保育料が月額5.7万円を超える場合は負担額あり ※食材料費等は実費負担
	課税世帯の場合	19,300円～59,300円 ※助成金交付後の自己負担額 ※多子世帯の軽減あり	0円 ※保育料が月額5.7万円を超える場合は負担額あり ※食材料費等は実費負担

※ 令和元年10月以降は、認証保育所に加え、指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている認可外保育施設も対象となる

【認可外保育施設をご利用の保護者の方】

無償化による保育料等の変化

- これまでは全額利用者負担であったが、無償化の対象になる

		0～2歳児	3～5歳児
9 令 月 ま で	保育料算定方法	施設が個別に設定	
	全児童	施設が定めた金額を負担	施設が定めた金額を負担



		施設が個別に設定	
1 0 月 以 降	保育料算定方法	施設が個別に設定	
	生活保護、非課税世帯の場合	保育の必要性が認定された場合は、 月額42,000円まで給付 それを超える金額は、実費負担	保育の必要性が認定された場合は、 月額37,000円まで給付 それを超える金額は、実費負担
	課税世帯の場合	施設が定めた金額を負担	